

防ごう！青少年の自画撮り被害！！

※「自画撮り被害」とは、だまされたり、脅されたりして自分の裸などの画像を撮影させられた上、メールなどで送られる被害のことです。
※対象となる「青少年」とは、18歳未満の者のことです。

【現状】

県の調べでは、青少年の約9割がインターネットを利用し、そのうち中学生の6割強、高校生の9割強がSNSを利用しています。そのような中、自画撮り被害に遭ったり、誰にも相談できずに悩んでいる青少年がいます。

自画撮り被害児童数(人)の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全国	207	270	289	376	480	515
大分県	1	1	1	4	1	3

※警察庁・大分県警調べ

青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為は 条例で禁止されています。

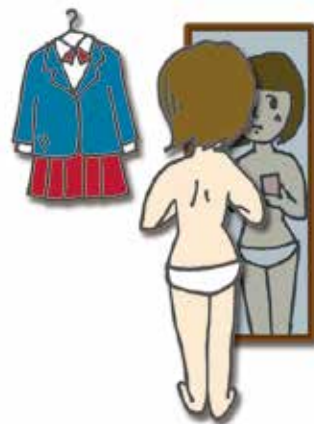
青少年の健全な育成に関する条例の一部改正

(平成31年2月1日施行)

第37条の2 (児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。
- 二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に児童ポルノ等の提供を行うように求めること。



⚠️ 罰則 30万以下の罰金又は科料



「裸の画像を送って」等と言われたら、迷わずにすぐに相談してね！

- 最寄りの警察署 または
- 警察安全相談 TEL.097-534-9110(短縮ダイヤル#9110)

大分県

問い合わせ先 生活環境部私学振興・青少年課 青少年育成班
大分市大手町3丁目1-1 TEL:097-506-3076(直通)
Email:a13255@pref.oita.lg.jp